

# 地域課題解消のための地域連携

同志社大学  
永田祐



## セッションの目的と内容

- ・ 地域課題を多機関と共有し、協力体制を築いて解決していくプロセスと方法を学ぶ。
- ・ 権利擁護支援における地域課題の把握、共有、解決のための仕組み作りという一連のプロセスをネットワークを活用しながら進める方法を、身近な圏域、市町村・中核機関、都道府県域の各圏域での事例を通じて多層的に理解する。
- ・ こうした過程における市町村・中核機関の悩みや課題を理解し、体制整備アドバイザーが留意すべき点を理解する。

- ・ **身近な圏域**
  - ・ 金沢市地域包括支援センターとびうめセンター長 中恵美さん
- ・ **中核機関**
  - ・ 埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター 顧問、上尾市成年後見センター専門相談員 丸山広子さん
- ・ **都道府県域**
  - ・ 香川県社会福祉協議会 地域福祉部長 十河真子さん

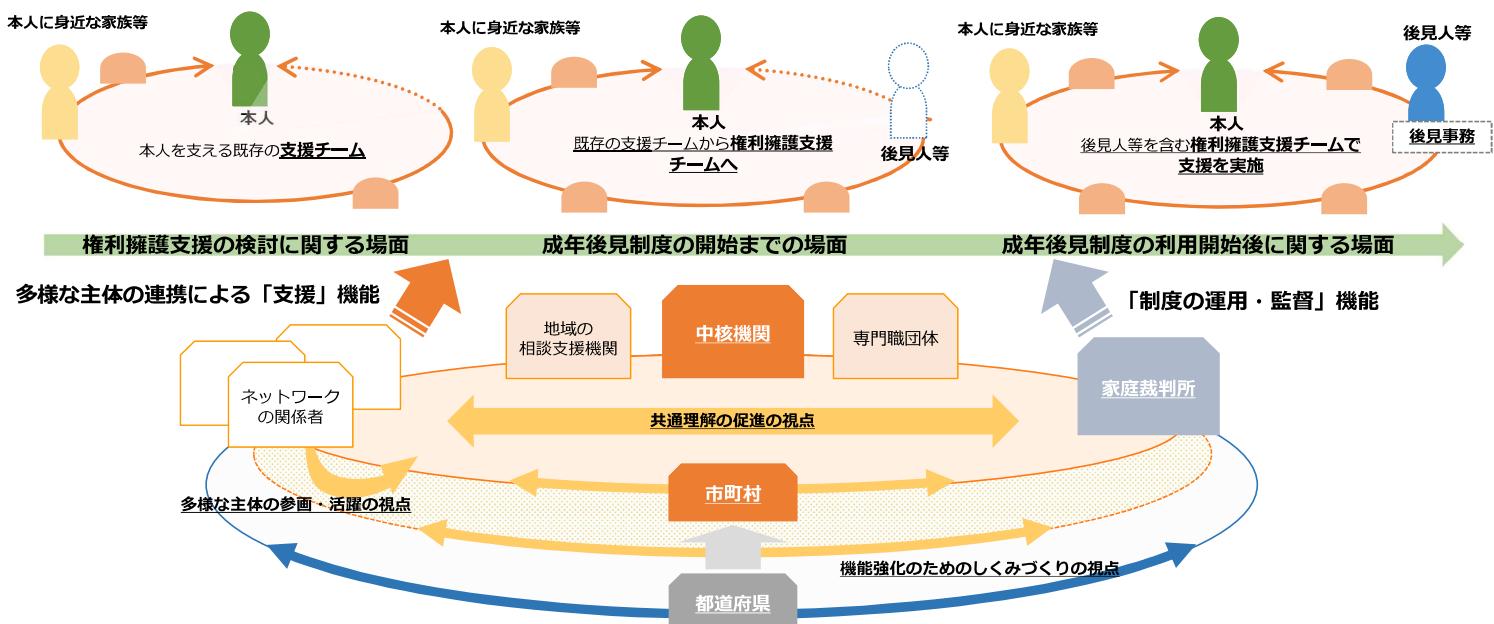
# 第二期成年後見制度利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - ・権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなつたとしても、**自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。**
  - ・また、**権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。**
  - ・こうしたことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。**

出所：「第二期成年後見制度利用促進基本計画」p.21より一部抜粋

3

## 3つの場面における地域連携ネットワークの機能



厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめ概要」を参考に筆者作成。

4

## 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

### ○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

(略)

#### ① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- ・第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持つて、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークについて取組を進めていく必要がある。
- ・さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、この場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- ・地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、**圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークについて取組も併せて進めていく必要がある。**

#### ② 地域連携ネットワークづくりの進め方

これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- ・権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようとする必要がある。なお、これらの体制整備は、**市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。**

## 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形**で、**福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能**と、**家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行つ3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<b>①「権利擁護の相談支援」機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行ふ機能。</li><li>・本人・親族・支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明</li><li>・成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査</li><li>・成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ</li></ul>	<b>①「制度利用の案内」の機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するためには必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）</li></ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<b>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</li><li>・権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討</li><li>・適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む）</li><li>・権利擁護支援を行ふことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）</li></ul>	<b>②「適切な選任形態の判断」の機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</li></ul>
	成年後見制度の利用開始後に開する場面（後見人の選任後）	<b>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行ふ機能。</li><li>・チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認）</li><li>・チームによる支援の開始後、必要に応じて<ul style="list-style-type: none"><li>・後見人等やチーム関係者などからの相談対応</li><li>・チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）</li></ul></li></ul>	<b>③「適切な後見事務の確保」の機能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言</li><li>・必要に応じた指導や指示、監督処分</li><li>・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し</li></ul>

## 地域連携ネットワーク 整備の現状

- ・全国1,741自治体のうち、
  - ・協議会等の合議体の設置...**673 (38.7%)**
  - ・中核機関の設置...**935 (53.7%)**
    - ・窓口での各種相談対応...**903 (96.6%)**
    - ・受任者調整等を含むチーム体制づくり...**535 (57.3%)**
    - ・チームへの必要に応じたバックアップ...**518 (55.5%)**
- ・⇒権利擁護支援の体制整備はまだまだ不十分な状況

出所：令和4年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」

7

## どう地域連携を進めていくか

- ・地域連携ネットワーク（＝協議会、中核機関、権利擁護支援チーム）をどうつくり、機能させていかなければよいか。
- ・「どうつくり」
  - ・「法や基本計画があるからつくる」のではなく「地域課題を解決し、権利擁護支援を進めるためにつくる」。
- ・「機能させていかなければよいか」
  - ・形だけ作っても、形骸化し、機能しないネットワークが多い。せっかくつくったネットワークをどう機能させていくかが重要。
- ・地域課題を解決するために、**ネットワークがつながり合い、機能するためのポイントの整理し、連携するためのヒントを共有する。**

8

# 多層的なネットワークのイメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

中核機関

